

議案第19号

羽曳野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成28年2月23日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市都市計画審議会を組織する委員の構成の見直しその他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市都市計画審議会条例(平成12年羽曳野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「3人以内」を「4人以内」に改める。

第5条第4項を削る。

第7条を第8条とする。

第6条中「審議会の委員」の次に「(前条第1項の規定により任命された委員を含む。)」を加え、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(代理する委員)

第6条 市長は、第2条第2項第2号に掲げる者につき任命された委員が会議の招集を受けた場合において会議に出席できないときは、その委員の職務上の代理者を委員として任命することができる。

2 前項の規定により任命された委員は、会議に出席し、第2条第2項第2号に掲げる委員の職務を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市都市計画審議会委員	学識経験者 日額 20,000円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000円	

」を

「

羽曳野市都市計画審議会委員（羽曳野市都市計画審議会条例（平成12年羽曳野市条例第12号）第6条第1項の規定により任命された委員を含む。）	学識経験者 日額 20,000円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000円	
羽曳野市都市計画審議会臨時委員及び羽曳野市都市計画審議会専門委員	日額 20,000円	上記に同じ

」に

改める。

羽曳野市都市計画審議会条例 新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第2条 1 省略</p> <p>2 市長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 関係行政機関の職員 <u>4人以内</u></p> <p>3 省略</p> <p>第3条・第4条 省略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 1～3 省略</p> <p><u>(代理する委員)</u></p> <p><u>第6条 市長は、第2条第2項第2号に掲げる者につき任命された委員が会議の招集を受けた場合において会議に出席できないときは、その委員の職務上の代理者を委員として任命することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により任命された委員は、会議に出席し、第2条第2項第2号に掲げる委員の職務を行うものとする。</u></p> <p>(報酬及び費用弁償の額並びに支給方法)</p> <p><u>第7条 審議会の委員(前条第1項の規定により任命された委員を含む。)、臨時委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。</u></p> <p>第8条 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 1 省略</p> <p>2 市長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 関係行政機関の職員 <u>3人以内</u></p> <p>3 省略</p> <p>第3条・第4条 省略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 1～3 省略</p> <p><u>4 第2条第2項第2号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与することができる。</u></p> <p>(報酬及び費用弁償の額並びに支給方法)</p> <p>第6条 審議会の委員、臨時委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。</p> <p>第7条 省略</p> <p>以下省略</p>

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
羽曳野市都市計 画審議会委員 (羽曳野市都市 計画審議会条例 (平成 12 年羽曳 野市条例第 12 号)第 6 条第 1 項の規定により 任命された委員 を含む。)	学識経験者 日額 20,000 円 その他の委員 日額 7,000 円	上記に同じ	羽曳野市都市計 画審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円 その他の委員 日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市都市計 画審議会臨時委 員及び羽曳野市 都市計画審議会 専門委員	日額 7,000 円	上記に同じ			
省略			省略		